



熊本県公報

号外 第 3 7 号
平成 26 年 7 月 29 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則…………… (男女参画・協働推進課) 1

規 則

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則をここに公布する。
平成 26 年 7 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 35 号

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例施行規則 (趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例 (平成 26 年熊本県条例第 48 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 37 条の 2 第 3 項の規定による申出は、控除対象特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書 (別記第 1 号様式) を知事に提出してしなければならない。

2 条例第 3 条第 1 項の申出書には、同条第 2 項各号 (当該特定非営利活動法人が同項に規定する知事所轄法人である場合にあっては、第 4 号から第 8 号までを除く。) に掲げる書類正副 2 通を添付しなければならない。
(判定基準寄附者について明らかにすべき事項等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 号に規定する規則で定める事項は、寄附者の住所 (法人にあっては、その主たる事務所所在地) とする。

2 条例第 4 条第 2 号に規定する規則で定める額は、3,000 円とする。

3 条例第 4 条第 2 号に規定する規則で定める数は、50 とする。

(実績判定期間の月数の計算方法)
第 4 条 条例第 4 条第 2 号並びに第 3 号ア及びイの月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

(特定非営利活動の実績に関する基準に係る要件)
第 5 条 条例第 4 条第 3 号アに規定する規則で定める数は、50 とする。

2 条例第 4 条第 3 号イに規定する規則で定める数は、1 とする。

3 条例第 4 条第 3 号ウに規定する規則で定める数は、50 とする。

(会員又はこれに類する者)
第 6 条 条例第 4 条第 4 号に規定する会員又はこれに類する者 (以下この条において「会員等」という。) とし規則で定める者は、当該特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等 (同条第 5 号アに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。) を受け取る者又は当該特定非営利活動法人の行う会員等相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該特定非営利活動法人の帳簿又は書類に氏名 (法人にあっては、その名称) が記載された者であって、当該特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は当該特定非営利活動法人の行う会員等相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加するものとする。

(特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者)
第 7 条 条例第 4 条第 4 号に規定する当該特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方である者であって、当該資産の譲渡等以外の当該特定非営利活動法人の活動に関係しないものとする。

(事業活動のうちその対象が社員等である活動等の占める割合)
第 8 条 条例第 4 条第 5 号に規定する規則で定める割合は、実績判定期間 (条例第 3 条第 3 項に規定する実績判定期間をいう。第 19 条及び第 29 条において同じ。) において、当該特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうち同号アからエまでに掲げる活動の占める

利活動法人をいう。以下同じ。)は、条例第10条第1項の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類正副2通を添付した控除対象特定非営利活動法人の役員等の変更届出書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(1) 代表者の氏名の変更又は役員若しくは住所若しくは居所に変更があった場合(代表者又は役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。))にあっては、当該代表者又は役員が条例第6条第1号のアからカまでのいずれにも該当していない旨を説明する書類及び変更後の役員名簿)

(2) 定款の変更をした場合(変更後の定款が条例第6条第3号に該当していない旨を説明する書類、変更後の定款及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類)

ア 定款の変更が登記事項に係る変更である場合(登記事項証明書、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し))

イ アに掲げる場合以外の場合(当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る変更にあつては、当該認証を受けたことを証する書類の写し))

(名称等の変更は、出届等)

第23条 控除対象特定非営利活動法人は、条例第11条第1項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書類正副2通を添付した控除対象特定非営利活動法人の役員等の変更届出書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(1) 名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

(2) 変更後の定款

(3) 登記事項証明書

(控除対象特定非営利活動法人がその事務所に毎事業年度作成すべき書類)

第24条 条例第12条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

イ 社員をその他の関係者との取引の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(2) 給与外への送金又はその金額及び使途並びにその実施日

(3) に限る。)に於ける送金又はその金額及び使途並びにその実施日

2 条例第12条第2項第4号に規定する規則で定める書類は、条例第4条第6号(イを除く。)、第7号ア及びイ並びに第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

(助成金の支給の実績に関する記録簿等の備置き)

第25条 控除対象特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、助成金の支給の実績に関する記録簿(別記第4号様式)を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを県内の事務所に備え置かなければならない。

2 控除対象特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のもものを除く。)を行うときは、事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく)、海外への送金等に関する記録簿(別記第5号様式)を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これを県内の事務所に備え置かなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第26条 条例第13条第1項の規定による書類の提出は、控除対象特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出書(別記第6号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第13条第1項の規定により提出する書類には、副本1通を添えるものとする。

3 条例第13条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行ったときは助成金の支給の実績に関する記録簿の提出書(別記第7号様式)を、海外への送金又は金銭の持出し(その金額が送金又は持出し1回につき200万円以下のもものを除く。)を行うときは海外への送金等に関する記録簿の提出書(別記第8号様式)を知事に提出して行うものとする。

4 条例第13条第2項の規定により提出する書類には、副本1通を添えるものとする。

(役員報酬規程等の公開)

第27条 知事は、条例第14条の規定による閲覧又は謄写を、知事が定める場所において行わせるものとする。

(解散の届出)

第28条 解散した控除対象特定非営利活動法人の清算人は、条例第15条の規定による届出をしようとするときは、控除対象特定非営利活動法人解散届出書(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(合併の届出)

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

控除対象特定非営利活動法人としての指定を受けるための申出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電 話 () — F A X () —
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	印
	設 立 年 月 日	年 月 日
	事 業 年 度	(初日) 月 日 (末日) 月 日

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第 2 条第 1 項に規定する控除対象特定非営利活動法人として同条第 2 項に規定する指定を受けたいので、地方税法第 3 7 条の 2 第 3 項の規定により申し出ます。

現に行っている事業の概要
〔特定非営利活動に係る事業〕

〔その他の事業〕

主たる事務所以外の事務所の所在地
〒

電 話 () —
F A X () —

備 考

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

別記第 2 号様式 (第 2 1 条関係)

控除対象特定非営利活動法人の指定の更新の申出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒 電 話 () - F A X () -
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	印
	設 立 年 月 日	年 月 日
	事 業 年 度	(初日) 月 日 (末日) 月 日

控除対象特定非営利活動法人としての指定の有効期間の満了後も引き続き控除対象特定非営利活動法人として特定非営利活動を行うために指定の更新を受けたいので、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第 9 条第 4 項の規定により申し出ます。

現に行っている事業の概要

[特定非営利活動に係る事業]

[その他の事業]

主たる事務所以外の事務所の所在地

〒

電 話 () -

F A X () -

備 考

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

別記第 3 号様式 (第 2 2 条、第 2 3 条関係)

控除対象特定非営利活動法人の役員等の変更届出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の所在地	〒
	フリガナ	電話() — FAX() —
	名 称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	

次のとおり変更があった(をした)ので、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第 10 条第 1 項 (第 11 条第 1 項) の規定により届け出ます。

変 更 事 項	代表者の氏名 名称 役員の氏名又は住所 主たる事務所の所在地 若しくは居所 定款 (名称又は主たる事務所の所在地の変更に係るものを除く。)	
変更年月日	変 更 前	変 更 後

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 2 様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。
 3 変更があった(をした)事項について、変更事項欄の該当項目を○で囲んでください。

別記第 4 号様式 (第 2 5 条関係)

助成金の支給の実績に関する記録簿

控除対象特定非営利活動法人の名称			
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

別記第 5 号様式 (第 2 5 条関係)

海外への送金等に関する記録簿

控除対象特定非営利活動法人の名称			
金 額	使 途	予 定 日 (実 施 日)	
円		年 月 日	
円			
円			
円			
円			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 2 様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 6 号様式 (第 2 6 条関係)

控除対象特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の所在地	〒	電 話 () -
	フリガナ		F A X () -
	名 称		
	フリガナ		
	代表者の氏名		
	本書を提出する日の属する事業年度	(初日)	年 月 日
	(末日)	年 月 日	

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 1 3 条第 1 項の規定により、次の書類を提出します。

- 1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引
 - イ 社員その他の構成員との取引
 - (2) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (3) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合 (その金額が 2 0 0 万円以下の場合に限る。) におけるその金額及び用途並びにその実施日
- 3 条例第 4 条第 6 号 (イを除く。)、第 7 号ア及びイ並びに第 8 号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第 6 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類
- 4 特定非営利活動促進法第 2 8 条第 1 項に規定する事業報告書等

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 2 様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第7号様式（第26条関係）

助成金の支給の実績に関する記録簿の提出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX () -
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	

助成金の支給を行ったので、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第13条第2項の規定により、助成金の支給の実績に関する記録簿を提出します。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

別記第8号様式（第26条関係）

海外への送金等に関する記録簿の提出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話 () - FAX () -
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	

海外へ200万円を超える送金（金銭の持出し）を行う（行った）ので、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第13条第2項の規定により、海外への送金等に関する記録簿を提出します。

(注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第9号様式（第28条関係）

控除対象特定非営利活動法人解散届出書

年 月 日 熊本県知事 様	清	住所又は居所	〒 電 話() ー FAX() ー
	算		
	人	氏 名	

次のとおり控除対象特定非営利活動法人である特定非営利活動法人が解散しましたので、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第15条の規定により届け出ます。

解散した控除対象特定非営利活動法人である特定非営利活動法人の名称	
解散した控除対象特定非営利活動法人である特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地	〒
解散年月日	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

別記第10号様式（第29条関係）

合併認証申請届出書

年 月 日 熊本県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話() — FAX() —
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	

次のとおり特定非営利活動促進法第34条第3項の規定による認証の申請を行いましたので、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第16条第1項の規定により届け出ます。

特定非営利活動促進法第34条第3項の規定による認証の申請を行った日	年 月 日	
合併しようとする特定非営利活動法人	主たる事務所の所在地	〒 電話() — FAX() —
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	
合併後存続する特定非営利活動法人	主たる事務所の所在地	〒 電話() — FAX() —
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	
合併によって設立しようとする特定非営利活動法人	主たる事務所の所在地	〒 電話() — FAX() —
	フリガナ	
	名 称	
	フリガナ	
	代表者の氏名	

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 合併しようとする特定非営利活動法人が2以上あり、「合併しようとする特定非営利活動法人」の欄が不足するときは、別葉にしても差し支えありません。

別記第 1 1 号様式 (第 3 2 条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p>上記の者は、熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例第 1 7 条の規定による控除対象特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等の検査の権限を有する職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">熊本県知事 印</p> <p>(有効期限 年 月 日)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">写 真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin: 0;">熊 本 県 印</p> </div> </div>
--	--

(裏)

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例 (抜粋)

(報告及び検査)

第 1 7 条 知事は、控除対象特定非営利活動法人が法令等、法令等に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、この条例の施行に必要な範囲において当該控除対象特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該控除対象特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とします。